

マイナンバー提供のお願い

平成28年1月より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバー制度が開始されております。

平塚信用金庫では税分野の行政手続（法定調書や非課税貯蓄申告書等への記載等）のため、一部のお客さまにマイナンバーの提供をお願いしております。

なお、具体的な利用目的については下記をご覧ください。

平成29年12月20日

個人番号の利用目的の変更（追加）について（平成30年1月1日から）

平塚信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当金庫の「個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的」を以下のとおり変更（追加）しますので、お知らせ致します。

なお、変更日は預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からと致します。

※変更（追加）点は赤字・太字部分をご覧ください。

個人番号の利用目的（変更後）

当金庫は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用致しません。

- ・ 出資配当金の支払いに関する法定調書作成・提供事務のため
- ・ 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ・ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ・ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ・ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ・ **預金口座付番に関する事務のため**

なお、例外として以下の場合には、上記利用目的を超えて個人番号を利用させていただくことがあります。

- ・ 激甚災害時等に金銭の支払いを行う場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要で、本人の同意を得ることが困難な場合